

入 札 説 明 書

和歌山平野農地防災事業

小田井水路（木積右岸排水路）第1工区建設工事

令和5年12月1日

農林水産省近畿農政局

「和歌山平野農地防災事業 小田井水路（木積右岸排水路）第1工区建設工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。

支払条件等については、当該説明書19及び現場説明書の内容を十分に確認して下さい。

1 公告日 令和5年11月30日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 近畿農政局長 安東 隆

3 担当部局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

近畿農政局農村振興部設計課技術審査第1係

T E L 075-414-9516（ダイヤルイン）

電子メールアドレス kinki_gizyutusinsa@maff.go.jp

4 工事概要等

（1）工事名 和歌山平野農地防災事業

小田井水路（木積右岸排水路）第1工区建設工事

（2）工事場所 和歌山県岩出市南大池及び新田広芝地内

（3）工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

（4）工期 令和6年3月14日から令和7年5月17日まで（430日間）（予定）

本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。

（5）本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準B型）の適用工事である。

また、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(6) 電子契約システムについて

- ① 本件は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。
- ② 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更承諾願（別記様式7）を提出しなければならない。
- ③ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(7) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(8) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

(9) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

(10) 本工事は、週休2日制を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(11) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいなかなどを厳格に調査する特別重点調査の工事である。

(12) 本工事は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第85条に基づく調査基準価格(以下、調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査(以下、「低入札価格調査」という。)結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

(13) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

(14) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

(15) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(16) 本工事は、競争参加者名の公表を落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後に行う工事である。

(17) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係る確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって紙入札方式（持参に限る。）の承諾に関する承諾願（別記様式5）を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

(18) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

① 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下、「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を含む）について合意するものとする。

② 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

③ 本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年9月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

(19) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(20) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(21) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

(22) 本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

5 競争参加資格

技術資料（上記４（５）の「申請書」及び「確認資料」をいう。以下同じ。）を提出できるのは、次のすべての条件を満たす者とする。

（１）予決令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）近畿農政局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「土木工事Ａ等級」の確認を受けている者であること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（２）の再確認を受けた者を除く。

（４）施工実績

平成20年４月１日から申請書の提出期限日（別表１①に示す期限日）の前日までに元請として完成・引渡が完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有していればよい。）

同種工事とは、「管渠推進工事を実施した工事」とし、規模は問わない。同種工事は、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」の場合は「管渠推進工事－管渠推進工」を示すが、CORINSに登録されている工事に限定するものではない。

（５）配置予定技術者の状況

ア 申請書の提出時期に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。また、同一の技術者を複数の工事に重複して配置予定とすることは差し支えないものとする。ただし、この場合資格等の評価が低い者で審査する。

イ 当該工事の施工に当たって、記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合に限るものであり、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに申請書の提出を取下げ、又は入札の辞退を行わなければならない。これらの行為を行わない者については、「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を行う。

ウ 平成20年４月１日から申請書の提出期限日（別表１①に示す期限日）の前日までに元請として完成・引渡し完了した上記（４）に示す同種工事の工事経験を有すること。なお、経常建設共同企業体にあつては、１人の主任（監理）技術者が上記（４）に示す同種工事の工事経験を有すること。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあ

っては、工事成績評定表の評定点が65点未満のものを除く。

エ 本工事に配置できる主任（監理）技術者を定めるものとする。なお、主任技術者等を専任で配置することが必要となる工事及び管理技術者の配置が必要となる工事は、建設業法第二十六条第一項、第二項及び政令第二十七条第一項の定めによる。

オ 主任技術者

（ア）建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者であること。

（1級国家資格者、2級国家資格者、実務経験者）

カ 監理技術者

（ア）建設業法第15条第2号イ又はハの何れかに該当する者であること。

（一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者）

（イ）監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、管理技術者講習（建設業法第26条第4項で定める国土交通大臣の登録を受けた講習）修了証も有する者であること。

キ 施工当時の従事役職が現場代理人・主任（監理）技術者以外の工事経験であっても記載することができる。

ク 共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。

ケ 申請時において、他の工事に従事している場合は工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載すること。

コ 配置予定技術者が現場代理人・監理技術者・主任技術者を兼ねる場合はその旨を明記すること。

サ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

（6）技術提案

9（1）②の評価項目のうち、技術提案が適切であること。

（7）申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（平成15年9月1日付け15近総第408号（理） 以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（8）4（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（9）本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、近畿農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ウ）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（エ）組合の理事

（オ）その他業務を執行する者であつて、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があ

り、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

6 設計業務等の受注者等

(1) 5（8）の「設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

サンスイコンサルタント（株）

(2) 5（8）の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7 申請書及び確認資料の提出

(1) 支出負担行為担当官は一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、申請書及び確認資料の提出を求める。ただし、確認資料については入札書提出時に工事費内訳書と合わせて提出すること。

申請書の提出期限後、電子入札方式において発行される競争参加資格確認通知書は、申請書の受理通知として扱うものとする。

提出期間までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに支出負担行為担当官が競争参加資格が無いと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。

ア 申請書の提出

① 電子入札方式の場合

入札説明書に示す別記様式1－1（社印必要なし）のみを電子入札方式により提出期間中に送付するものとする。

② 紙入札方式の場合

入札説明書に示す別記様式1－1（社印必要）のみを提出場所へ提出期間中に持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

③ 提出期間：別表1①に示す日時

④ 提出場所：〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

近畿農政局農村振興部設計課技術審査第1係

TEL 075-451-9516（内線2519）

⑤ 提出部数：正1部

イ 確認資料の提出

確認資料は別記様式 1－2 により、原則として電子入札方式により提出すること。

電子入札方式による場合、申請書（社印必要なし）に加え、確認資料のすべてをZip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して提出すること。ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、PDFファイルのいずれかで作成し、資料の総容量は10MB以内とする。ただし、技術提案及び参考資料については、Microsoft Word、Microsoft Excelのデータを電子入札方式で提出すること。

総容量が10MBを超える場合は、申請書（社印必要）に加え、確認資料のすべてを提出期間内に必着で郵送（配達記録が残るものに限る）又は持参すること。ただし、郵送又は持参した場合でも、申請書のみを電子入札方式により提出期間内に提出すること。

なお、電子入札方式における受理確認通知は、資料の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。また、競争参加資格の確認は提出期限日以降に行うことから、持参等で確認資料を提出する場合においても内容の確認を行わず受領のみとする。

- ① 提出期間：別表 1 ⑨－ 1 に示す日時
- ② 提出場所：郵送又は持参の場合は、3 担当部局と同じ。
- ③ 提出部数：正 1 部

（2）申請書は別記様式 1－1、確認資料は別記様式 1－2 を用いて作成すること。

（3）5（4）施工実績及び5（5）施工経験の確認を行うに当たっては、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第23号）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。

（4）「確認資料」は、次に従い作成すること。

作成する資料の内容は、次表のとおりとする。下表の 1）施工実績及び 2）配置予定技術者の状況で記載事項を証明する書類として、同種工事に係る契約書（特別仕様書、工事数量表、図面等）の写し及び資格者証等の写しを提出すること。なお、契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、受注者を確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、同システムの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

また、前記の同種工事が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1）施工実績	5（4）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を、別記様式 2 に記載する。（1 件でよい。）
2）配置予定技術者の状況	5（5）に掲げる資格等があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験（（下記12）施工経験と同一の工事を優先して記載すれば 1 件でも良い。）を別記様式 3－1 に記載する。

記載事項	内容に関する留意事項
	なお、配置予定の技術者は、<u>一つの工事に複数の候補技術者を配置予定すること（この場合、資格等の評価が低い者で審査する。）</u>、また同一の技術者を重複して複数工事に配置予定することは差し支えないものとする。 ただし、競争参加申請時に同一の技術者を重複して複数工事に配置予定する場合等は、他の工事への申請状況を別記様式3－3に記載する。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取下げ又は入札の辞退を行わなければならない。これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う場合がある。 同種工事の経験は、着手から竣工までの一貫した経験を原則とする。これ以外の場合、同種工事（上記1）と同様）で定義する工種を配置予定技術者が担当したことを証するため、工程表など配置予定技術者の経験を判断できる資料を提出すること。 本工事の施工にあたり、配置予定技術者の専任（専任要否含む。）は、建設業法第26条第1項、第2項及び政令第27条第1項の定めによるものとし、記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合に限る。 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料として、監理技術者資格者証（表と裏）又は健康保険被保険者証等の写しを提出すること。なお、健康保険被保険者証等の写しを提出する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。 また、落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
3－1）優良工事表彰実績（企業）	農業農村整備等全国直轄工事（令和2年度～令和4年度（表彰を受けた年度））において、大臣・農村振興局長表彰を、近畿農政局管内直轄工事（令和2年度～令和4年度（表彰を受けた年度））において近畿農政局長の優良工事表彰を受賞している場合には、表彰状の写しを提出すること。（複数ある場合には最も高いもの1件でよい）
3－2）表彰実績（企業）	農業農村整備等全国直轄工事（令和2年度～令和4年度（表彰を受けた年度））において、農業農村工学会が認定する「全国土地改良工事等学術技術最優秀賞」を受賞している場合には、表彰状の写しを提出すること。
4）工事成績評定（企業）	農業農村整備等全国直轄工事（令和2年度～令和4年度（<u>完成した年度</u>））において、請負工事すべての工事成績評定通知書を提出すること。 なお、意図的に工事成績評定通知書を提出しない場合には、虚偽の申請を行ったものとする場合がある。
5－1）地域貢献活動への支援（農業農	近畿農政局管内（令和2年度～令和4年度）において、優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績がある場合には表彰状の写しを提出すること。（優良工事

記載事項	内容に関する留意事項
村整備事業関連の継続的な支援活動（企業）	表彰における地域貢献活動の表彰実績の対象は、近畿農政局のホームページ掲載の「近畿農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領」を参照。 http://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/hyosho/2013boshu.html 近畿農政局管内（令和２年度～令和４年度）において、次の地域貢献活動で企業が開催、共催、又は協賛等で参画した実績がある場合には、継続的な活動実績を証する資料を提出すること。ただし、添付する資料は主催者等からの証明書類（感謝状、証明書等）のみでよく、その他資料は省略可能とする。 また、全ての実績資料を添付する必要は無く、過去３年間で年１回以上の<u>連続した２カ年以上</u>の地域貢献活動（管内であれば同一地域に限らない）の実績がわかる資料を提出すればよい。詳細については、別紙２に記載のとおり。 ① 農地・農業用水等の資源保全 ② 農村環境保全 ③ 造成施設の保全管理 ④ 住民参加型直営施工の支援 ⑤ 耕作放棄地解消活動 ⑥ 農村地域防災活動の支援 ⑦ その他農村地域の振興に寄与する活動
５－２）地域貢献活動への支援（地域農産物消費拡大等活動） 管内	近畿農政局管内（令和４年度）において、地域農産物の消費拡大として生産から流通、消費等の各段階で、企業の自発的取組又は第三者との連携による活動実績がある場合には、活動実績を証明する資料を提出すること。 ただし、無償によるものに限る。詳細については、別紙２に記載のとおり。
５－３）地域への貢献（災害協定）管内	国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等と申請書提出期限の日において<u>土地改良施設等を対象とした災害協定の締結</u>がある場合には、協定の締結を証する資料を提出すること。
５－４）地域への貢献（災害活動実績）管内	令和２年度～令和４年度において災害活動実績がある場合には、活動実績を証する資料を提出すること。（災害協定の締結の有無を問わない。土地改良施設等以外も対象。） また、国及び地方公共団体の除雪作業（通常時含む）、及び家畜防疫活動（防疫協定の有無を問わない。）についても活動実績を証する資料を提出すること。
６）当該年度の管内直轄工事の契約件数（契約金額（税込み）２億３千万円以上を対象	令和５年度に近畿農政局管内直轄工事を契約した件数（契約日が令和５年４月１日から令和５年１１月２９日）を記載すること。年度途中で完了しても、上記期間に契約した件数としてカウントする。 なお、受注実績及び受注額を証するため、工事請負契約書（当初）の写しを提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
7) 週休2日制の履行実績	近畿農政局管内直轄工事（令和4年度（通知を受けた年度））において、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の通知を受けている場合には、証明書の写しを提出すること。 共同企業体にあつては、構成員のいずれかが証明書の通知を受けていれば評価する。
8) ワーク・ライフ・バランス等推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況を確認するため、申請書及び技術提案書に加えて、別添様式1又は様式2を提出すること。 認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付すること。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）
9) 賃上げの実施を表明した企業等	評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、別紙様式1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。 本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式2の1又は別紙様式2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙様式3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙様式4）の提出を求める。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙様式3）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙様式3の「合計額」とする。 また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙様式4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別紙様式4の「支払金額」とする。 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙様式5のとおりである。 なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から

記載事項	内容に関する留意事項										
	1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。 共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。 減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。										
10) 不正又は不誠実な行為等	不正又は不誠実な行為等により、下表の措置対象を受けたものについて、該当する対象期間に基準日が含まれる場合、減点対象とする。 <table border="1"> <tr> <td>基準日</td><td>競争参加資格申請書の提出期限日</td></tr> <tr> <td>措置対象</td><td>営業停止（国交省、都道府県知事） 指名停止、文書注意（管内直轄）</td></tr> <tr> <td rowspan="5">対象期間</td><td>文書注意の場合、発出日から2ヶ月間</td></tr> <tr> <td>指名停止3ヶ月未満の場合、措置終了後3ヶ月間</td></tr> <tr> <td>指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合、措置終了後6ヶ月間</td></tr> <tr> <td>指名停止6ヶ月以上の場合、措置終了後12ヶ月間</td></tr> <tr> <td>営業停止 措置終了後12ヶ月間</td></tr> </table> マイナス評価期間（上表の対象期間）中に再度措置（同一の行為により、営業停止、指名停止を措置された場合等を含む）された場合は、後発の措置終了の日と比較して長期となる期間をマイナス評価期間とする。 文書注意とは、事務所等の長から法令遵守等の違反で文書により注意があった場合とする。	基準日	競争参加資格申請書の提出期限日	措置対象	営業停止（国交省、都道府県知事） 指名停止、文書注意（管内直轄）	対象期間	文書注意の場合、発出日から2ヶ月間	指名停止3ヶ月未満の場合、措置終了後3ヶ月間	指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合、措置終了後6ヶ月間	指名停止6ヶ月以上の場合、措置終了後12ヶ月間	営業停止 措置終了後12ヶ月間
基準日	競争参加資格申請書の提出期限日										
措置対象	営業停止（国交省、都道府県知事） 指名停止、文書注意（管内直轄）										
対象期間	文書注意の場合、発出日から2ヶ月間										
	指名停止3ヶ月未満の場合、措置終了後3ヶ月間										
	指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合、措置終了後6ヶ月間										
	指名停止6ヶ月以上の場合、措置終了後12ヶ月間										
	営業停止 措置終了後12ヶ月間										
11) 配置予定技術者が併せ持つ資格	9（1）②に示す資格を取得している場合は、それらを証明できる資料の写しを提出すること。										
12) 工事の施工経験	全国（平成25年4月1日～申請書提出期限日の前日（完成した日））において、主任（監理）技術者・現場代理人・担当技術者として9（1）②に記載の工事の経験がある場合は、別記様式3－2に記載する。ただし、上記2）と同様であれば省略できる。 施工経験とは、着手から竣工までの一貫した経験を原則とする。これ以外の場合、9（1）②に記載の工事の施工経験において定義する工種、構造及び施工規模を配置予定技術者が担当したことを証するため、工程表など配置予定技術者の経験を判断できる資料を提出すること。										

記載事項	内容に関する留意事項
13－１）優良工事表彰実績(技術者)	上記３－１）の表彰状の写しを提出すること。（主任（監理）技術者・現場代理人・担当技術者として契約工期の２／３以上又は１年以上従事した工事に限る） なお、受賞工事に配置予定技術者が従事していたことを証するため、CORINSの写し等を提出すること。
13－２）表彰実績(技術者)	農業農村整備等全国直轄工事（令和２年度～令和４年度（表彰を受けた年度）、主任（監理）技術者・現場代理人・担当技術者として契約工期の２／３以上又は１年以上従事した工事に限る）において、農業農村工学会認定する「全国土地改良工事等学術技術最優秀賞」を受賞（複数ある場合には最も高いもの１件でよい）している場合には、表彰状の写しを提出すること。 なお、受賞工事に配置予定技術者が従事していたことを証するため、CORINSの写し等を提出すること。
14) 継続教育への取組状況	次の継続教育について、令和４年度の取得ポイントがある場合には、それを証する証明書（印なしは認めない）の写しを提出すること。 ・農業土木CPD ・土木施工管理技士CPDS等
15) 技術提案	５（６）に掲げる技術提案課題（１課題１提案）は、下記のとおりとする。詳細は別添－１のとおり。 発注者が指定した施工上の課題への対応について「別記様式-提案」に記載し提出すること。 【課題】 推進工における現況地盤や周辺構造物等を変状監視するにあたっての工夫について 【課題の背景と留意点】 本工事は、推進工法により岩出市道および小田井水路敷地内の深さ約５～７ｍに排水管（φ1,350）を約270m埋設するものである。 埋設路線上周辺には、民家等や上下水道管のほか、道路、水路、道路付帯構造物等が占め、掘進にあたっては推進工の過掘によりこれら周辺構造物の沈下等を誘発しないように、推進力・排泥量・裏込め材の注入圧力等の変化に注視しつつ施工するとともに、現況地盤や周辺構造物等の変状を十分に把握しながら工事を進めることが重要である。 このことから、推進工施工における現況地盤や周辺構造物等を変状監視するにあたっての工夫について、提案を求めるものである。 なお、変状発生未然防止に資する提案や変状発生時の対応に資する提案は、求める提案の範囲外とする。

（５）競争参加資格の確認の結果は、別表１④に示す期日までに通知するが、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

（６）上記（５）の競争参加資格確認通知は、電子入札システムで行うこととする（※紙入札者に対しては書面で通知）。

(7) 競争参加資格確認通知後に競争参加資格があると認めた者が入札を辞退又は行わなかった場合、別冊入札心得に示すとおり申し出なければならない。

また、入札辞退届とは別に辞退理由を別記様式8により、上記3に記載の担当部局へ別表1⑨-3に示す日時までに郵送若しくは持参により提出すること。

(8) その他

ア 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された技術資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された技術資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は特別な理由がない限り認めない。

オ 技術資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ 技術資料に関する問い合わせ先 3の担当部局に同じ。

8 競争参加資格の確認

(1) 支出負担行為担当官は、申請書及び確認資料の提出者の競争参加資格の有無について、確認資料の提出期限の日をもって確認を行うものとする。

(2) 申請書及び確認資料の提出者が5(2)の確認を受けていない場合において、競争参加資格のうち5(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において5(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

(3) 5(7)の指名停止については、申請書の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。

(4) 競争参加資格の確認の結果は、別表1④に示す期日までに、電子入札方式により競争参加資格の確認結果を通知する。

(5) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知する。

9 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

① 施工体制評価点 30点

評価項目	評価基準	配点	評価 点数
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質管理に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

② 加算点（技術提案・企業評価・技術者評価） 40点

評価項目	評価基準	配点	評価 点数
【技術提案】（※1）			
発注者が指定した施工上の課題への対応について 【課題】 推進工における現況地盤や周辺構造物等を変状監視するにあたっての工夫について	課題の背景を十分に理解し、現況施設の状況、地質、その他地域特性等の現地条件を十分踏まえた最も優れた創意工夫が見られ、かつ最も効果が期待できる。	25.0	25.0
	課題の背景を理解し、現況施設の状況、地質、その他地域特性等の現地特性を踏まえた創意工夫が見られ、かつ効果が期待できる。	24.0 ～ 1.0	
	適切である。	0.0	
	不適切である。	欠格	
【企業評価】			
優良工事表彰実績（地域貢献活動表彰を除く）（※4） 農業農村整備等直轄／過去3年間	大臣、農林振興局長（全国直轄：地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局管内）※3	2.0	18.5
	近畿農政局長（管内）※3	1.0	
表彰実績（※4） 全国直轄（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）／過去3年間	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞（表彰を受けた年度）	1.0	
工事成績評定（平均点）（※4） 農業農村整備等全国直轄／過去3年間	80点以上	2.0	
	75点以上～80点未満	1.0	
地域への貢献、地域貢献活動への支援（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動）（無償に限る）	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有り（直轄）※3	2.0	
	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営	1.0	

評価項目	評価基準	配点	評価 点数
管内／過去3年間 ※6(1)	施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等 に対して企業としての継続的な支援実績有り※3		
地域への貢献、地域貢献活動 への支援（地域農産物消費拡 大等活動）（無償に限る） 管内／前年	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績有 り（直轄）※3	2.0	
	会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携 した活動実績。※3、※7	1.0	
	会社の自発的な活動実績。※3、※7	0.5	
地域への貢献 地域貢献活動への支援 （災害協定）管内	土地改良施設等を対象とした国、地方公共団体、 特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結有り （所属する建設協会等が協定を締結する場合を含 む。申請書提出期限の日において締結を行っている もの）	1.0	
地域への貢献、地域貢献活動 への支援（災害活動実績） （有償・無償を問わない） 管内／過去3年間	災害協定に基づく災害活動実績有り（除雪作業は 含まない）※3	1.0	
	災害協定に基づかない災害活動実績。 国及び地方公共団体の除雪作業（通常時も含む） 家畜防疫活動実績（防疫協定の有無を問わない） ※3	0.5	
当該年度の管内直轄工事の契 約件数 （契約金額（税込み） 2億3千万円以上を対象）	0件	3.0	
	1件	1.0	
	2件以上	0.0	
週休2日制の履行実績 管内直轄／過去1年間	「週休2日制工事の促進における履行実績取組証 明書」の通知を受けた実績有り	1.0	
ワーク・ライフ・バランス等推 進に係る認定の取得状況等	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法 律（平成27年法律第64号（以下「女性活躍推進法」 という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナ えるぼし認定企業等）※5(1) ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120 号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（ くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認 定企業）※5(2) ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年 法律第98号（以下「若者雇用促進法」という。）） に基づく認定（ユースエール認定企業）※5(3)	0.5	
賃上げの実施を表明した企業 等	令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は 令和5年（暦年）において、対前年度又は前年比で 給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上 増加させる旨、従業員に表明していること 【大企業】※8	3.0	

評価項目	評価基準	配点	評価 点数
	令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和5年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※8		
不正又は不誠実な行為等 (※2) 管内直轄	営業停止(国交省、都道府県知事)、指名停止、文書注意(管内直轄)の履歴有り。	-2.0	
【技術者評価】			
配置予定技術者の資格取得後の経験年数	一級又は二級土木施工管理技士【5年以上】	1.0	
配置予定技術者の保有資格	技術士(農業部門:農業土木、農業農村工学)、農業土木技術管理士、コンクリート主任技士、コンクリート技士	1.0	
工事の施工経験(※4) 全国 主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	過去3年間(令和2年4月1日から申請書提出期限日の前日) 下記工事以上の施工実績有り φ800以上の管渠推進工事を施工した工事 ※3	2.0	9.0
	過去4~10年間(平成25年4月1日から令和2年3月31日) 上記工事の施工実績有り ※3	1.0	
優良工事表彰実績(※4) 農業農村整備事業等直轄/過去3年間 主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	大臣、農村振興局長(全国直轄:地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局管内) ※3	2.0	
	近畿農政局長(管内) ※3	1.0	
表彰実績(※4) 全国直轄/過去3年間 主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者としての従事を評価	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土地改良工事等学術技術最優秀賞(表彰を受けた年度)	1.0	
継続教育への取り組み状況 【令和4年度】※6(2)	農業農村整備に関する継続教育【公益社団法人農業農村工学会の証明】の取得ポイント証明(15ポイント以上)有り ※3	2.0	
	上記以外の建設系CPD協議会に加盟する機関が発行する継続教育の取得ポイント証明(合計15ポイント以上)有り ※3	1.0	

※1 技術提案の評価方法は相対評価により実施する。

※2 共同企業体については、構成員のいずれかが評価基準に該当する場合、評価点にマイナス2点を加算する。

※3 評価基準が複数ある評価項目については、いずれか該当する項目で評価する。

(評価基準が複数該当する場合は、点数が高い項目で評価)

※4 評価の対象から除外する工事実績

工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

年法律第54号)又は国家公務員法(昭和22年法律第120号)に違反した行為が認められた工事は、企業及び技術者の工事实績の評価の対象から除外する。

※5 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

- (1) 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- (2) 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。
- (3) 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

※6 緊急事態宣言が発動された年の措置

- (1) 緊急事態宣言が発動された年は「継続的な活動実績」の対象期間から除外し、下線部について「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」に読み替えることができる。
- (2) 緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、下線部について「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」に読み替えることができる。

※7 地域農産物消費拡大等活動の具体的事例

地域農産物消費拡大等活動における会社の自発的取組又は第三者との連携した活動の具体的な取組事例は、別紙2に記載のとおり。

※8 賃上げの実施を表明した企業等

大企業又は中小企業等のどちらに該当するかは、中小企業等は法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者(ただし、同条第6項に該当する者は除く。)とし、大企業は中小企業等以外の者とする。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を40点とする。

イ 「施工体制評価点」の算出方法は、上記(1)①評価項目(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)について評価し、施工体制評価点を与える。

ウ 「加算点」の算出方法は、上記(1)②評価項目(技術提案、企業評価、技術者評価)について評価した結果、入札参加者の「評価点数の合計値」に、加算点の最高点40点を評価点数の最高点(満点)52.5点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点=評価点数の合計値×(加算点の最高点40点/評価点数の最高点52.5点)}

エ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値({標準点+施工体制評価点+加算点}/入札価格、以下「評価値」という)により行う。

オ 「企業評価」「技術者評価」について複数の記載がある場合は、評価の低いもので評価する。

カ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、10(4)により「加算点」についても減じる措置を行う。

キ 技術提案書等の審査

- ① 技術提案の課題の背景については、別添－１に示すとおりである。
- ② 課題に対する提案にあたっては、複数行為の組み合わせによって効果を期待する提案を行うことを妨げないが、下記③に示す事項を留意の上、提案内容を明確に記載するものとする。
- ③ 技術提案にあたっての留意点
 - a. 技術提案については、「別記様式-提案」に「目的」、「具体的な行為」、「期待される効果」、「実施にあたっての履行確認方法」を記載する。
 - b. 記載方法に関する事項

【技術提案】

- (1) 技術提案は「別記様式-提案」に文字のみで記載することとし、「別記様式-提案」に記載された内容のみを評価する。
- (2) 技術提案の枚数は、１課題でＡ４版１枚とし、文字ポイントは12.0とする。
- (3) 枠内に記載する１行あたりの文字数は全角で40文字、行数は24行とし、枠、行間、文字間隔等の大きさは変更しないこと。（各項目毎の行数の上限は、目的は2行、具体的な行為は10行、期待される効果は10行、実施にあたっての履行確認方法は2行とし、各項目毎の行数の上限を超えないようにすること。）
また、【具体的な行為】は①、②、③・・・のように箇条書きとし、一つの箇条書きの中に記載できる行為は原則1つとする。行の途中であっても次の番号を詰めて記載せず、番号は文頭に持ってくること。
- (4) 上記(1)～(3)を遵守しない技術提案書は評価しない。
- (5) 技術提案には理解を助けるための図表、写真等の参考資料を添付することができるが、参考資料は評価の対象としない。
- (6) 参考資料の枚数は、１課題でＡ４版縦１枚とする。
- (7) 文頭スペースは1文字としてカウントする。カタカナは全角とし、英文字や数字、記号を半角とする場合、半角2文字で1文字とカウントする。また、半角を使うことにより所定の文字数をオーバーする場合、途中で改行すること。
- c. 以下の提案については評価しないものとする。
 - (1) 一定の効果は認められるがその効果が軽微なもの
 - (2) 使用する資材の素材、規格、数量や施工箇所・範囲などが不明確な提案
 - (3) 他機関及び他工事との協議・調整が必要となる提案、又はそのおそれがある提案
 - (4) 求めるテーマ・課題の趣旨・目的に沿っていない提案
 - (5) 別に定めるオーバースペックと評価される提案
 - (6) 上記③a. の記載が不明確な提案

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「評価値」が、「標準点」を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に

適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、落札の条件①及び②を満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とするところがある。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙 1 のとおり予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

ア 実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。

① 近畿農政局工事等評定実施要領に基づき工事成績評定を未実施の評価項目ごとに3点を減ずる。

② 次の式により違約金を算定し、受注者に請求を行う。違約金は、当初契約金額の10%を上限とする。

違約金＝(D-C)×減点1点あたりの単価

※減点1点あたりの単価＝A/ (B+D)

A: 当初入札金額

B: 標準点＝100 点

C: 評価項目完成時評定による加算点＋施工体制評価点

D: 当初入札時に提示した技術提案による加算点＋施工体制評価点

10 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

(1) 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、入札参加者の申込みに係る価格（VE提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を下記(3)の資料において明らかにしたときは、コスト削減金額として近畿農政局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加え価格）が品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用の項目毎の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

(2) ヒアリングに関する連絡

ヒアリングの日時等詳細については、開札の後、別表1⑩に示す日時までにヒアリング対象者

に対して連絡する。なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡は行わない。

ヒアリングの場所：近畿農政局農村振興部 会議室

(3) ヒアリングに関する資料

ア 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（「別紙1」のAの1を参照。）に満たない者の他、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認められる事情がある者に対しては、ヒアリングのための追加資料（追加資料様式1～様式11）（「別紙1」のAの2参照。）の提出を求める。（ただし、様式11はコスト縮減を申し出る者のみとする。）

追加資料を提出すべき旨の連絡は、上記（2）の連絡の際に併せて連絡するものとし、その提出は、別表1⑩に示す日時までに行うものとする。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合には、必要に応じて追加資料の提出を求め施工体制を確認する場合がある。

調査基準価格（「別紙1」のAの1を参照。）に満たないものに対しては、開札の後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、追加資料の提出を行わない旨の書面（別記様式9）を別表1⑫に示す日時までに、電子メールにて提出するものとする。

なお、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者は、入札を無効として取り扱うものとする。なお、追加資料を提出しない理由により、不利益な取り扱いを受けることはない。

イ 入札参加者のうち、申込みに係る価格が調査基準価格以上の者については、「施工体制確認票（別記様式10）」を別表1⑬に示す日時までに電子メールにより提出し、それをもってヒアリングに代えることがある。詳細については、上記（2）の連絡の際に併せて連絡する。

(4) その他

追加資料の修正及び再提出は認めない。

また、その記載内容が適正でない（未記載、未定を含む）場合は、入札を無効とする。

ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含めるものとし、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とすること。上記（3）の手続きを行わずに追加資料の提出を行わない場合又はヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ヒアリングの結果、「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて、「加算点」を減じる措置を行う。（計算式：施工体制評価後の加算点＝審査の結果得られた施工体制評価点／30点×「9（2）ウ」により得られた加算点）

11 入札説明書に対する質問

（1）入札説明書に対する質問（技術提案に関する質問も含む）がある場合は、現場説明書の別紙様式5（Microsoft Excel）を使用し、次に従い提出すること。ただし、見積条件等に関する質問は除く。

① 提出期間：別表1②に示す日時

② 提出場所：3の担当部局に同じ

③ 提出方法：電子メールにより提出するものとし、受信確認の返信メールをもって質問を受領

したこととみなす。その他の方法によるものは受け付けない。

④ 回答方法：申請書の提出期限日までに電子入札システムにより行う。

(2) 見積条件等に関する質問は、7 (1) に示す申請書の受理通知後に受け付けるものとし、提出方法は電子入札システムにより別途通知する。

12 総合評価方式における技術提案の採否等に関する問い合わせ

(1) 技術提案の採否については、8 (4) に掲げる競争参加資格の確認結果の通知をもって技術提案を適正と認めることとするが、入札参加者は不明な点があれば別記様式11に質問の内容を記し、別表1⑤に示す期間に、3の担当部局へ電子メールにより問い合わせることができる。

(2) 担当部局は、上記(1)の問い合わせがあった場合には、別表1⑥に示す期日までに当該問い合わせをした者に対し、電子メールにより説明する。

(3) 入札参加者は、上記(1)の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日を含まない）に、技術審査官に対し、面談等による説明を求めることができる。

13 苦情申立

(1) 7 (5) の競争参加資格の確認の結果通知により競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、通知を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出場所：3の担当部局に同じ

② 提出時間：行政機関の休日を除く毎日午前9時から12時、午後1時から5時まで

(2) 支出負担行為担当官は、前記の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

14 再苦情申立

(1) 13 (2) の回答において、競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、同回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により近畿農政局長に対して再苦情の申立を行うことができる。

再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立の受付窓口及び受付時間

① 受付窓口 近畿農政局総務課監査官

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

T E L 075-451-9166

② 受付時間 午前9時から12時、午後1時から5時まで

(3) 再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先

上記(2)に同じ

15 入札手続等

(1) 入札は、原則として電子入札方式で行う。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は、持参による入札を認める。

なお、入札書の提出期限、場所及び方法は、次のとおりである。

① 電子入札方式による入札の締め切りは、別表1⑨-2に示す日時

② 紙入札方式による同締め切りは、別表1⑨-2に示す日時

近畿農政局 入札室にて入札。郵送及びFAXによる入札は認めない。

入札書を持参する場合は、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札方式、紙入札方式により混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。再開処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば発注者から連絡する。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

ア 工事費内訳書の提出方法

入札参加者は、押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官（分任官、代理官、及びこれらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、近畿農政局競争契約入札心得第7条11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別表)

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると 同視できる場合を 含む。)	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システム等により工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	工事費内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項 が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項 に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

① 電子入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、同ホームページからダウンロードした当該工事の工事費内訳書雛形データにより作成するものとする。提出は、第1回の入札時に電子入札方式により送信すること。その他の方法によるものは受け付けない。

② 紙入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした工事費内訳書作成ツールを用い、競争参加資格の確認通知とともに交付した資料の中の工事費内訳書雛形の様式で作成するものとし、第1回の入札時に提出(CD-R + 紙)すること。その他の方法によるものは、受け付けない。

イ 工事費内訳書は、返却しない。

また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(5) 同一技術者を複数工事に配置した場合の落札決定について

施工体制確認型総合評価落札方式及び特別重点調査の対象工事においては、入札後に施工体制及び特別重点調査のヒアリングを経て落札者決定を行うこととなり、同一の技術者を重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定等については、次により行う。

ア 入札後のヒアリングに伴う入札保留期間中に別件工事の入札参加は認める。

イ 最初に落札者となった工事(開札状況等により開札順とならない場合がある。)と契約締結する。

ウ それ以降の工事については、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札無効及び入札辞退とする。(入札済みのものは発注者側にて入札無効として扱い、入札前のも

のは入札参加者より入札辞退を行う。ただし、入札済みで且つ近畿農政局管内直轄工事以外の工事を受注したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合はその旨発注者側に申し出るものとする。なお、入札辞退を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。)

16 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに近畿農政局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

17 開札の日時及び場所

(1) 日時：別表1⑨－3に示す日時

(2) 場所：近畿農政局 入札室

18 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：納付（保管金の取扱店 日本銀行京都支店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）又は銀行等の保証（取扱官庁 近畿農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の金額、利付国債の総額、金融機関の保証に係る保証金額及び保険会社との入札保証保険に係る保険金額は、見積金額の100分の5以上とする。

ア 提出期間：別表1⑦に示す日時の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から12時、13時から17時まで。

イ 提出場所：〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局会計課事業経理調整係
TEL 075-366-2441

ウ 提出方法：入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）の提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）することにより行うものとする。

エ 保証期間：別表1⑧に示す期日まで

オ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

カ 次の場合については、入札を無効とする。

① 期限までに入札保証金の納付等を行わない場合

② 書類を提出しない場合

③ 入札保証金の金額、入札保証金に代わる担保に係る金額、又は保険会社との入札保証保険に

係る保険金額が、入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者

- ④ 金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない場合。
- ⑤ 金融機関等の契約保証の保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない場合。

（２）契約保証金：納付。額は、請負代金額の10分の１以上。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者にかかる契約保証金の額は、請負代金額の10分の３以上。（保管金の取扱店 日本銀行京都支店）。

なお、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 近畿農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

19 支払条件

中間前金払を選択した場合

（１）－１．支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 5	あり (令和５年度と令和６年度の 出来高予定額の合計の40%以 内とする。)	なし	なし
R 6	あり	あり	あり（１回） 年度末部分払
R 7	あり	なし	あり（１回） 令和６年度出来高に対す る部分払いとして

※ただし、令和６年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、（１）－２．の支払条件とし、契約を変更するものとする。

（１）－２．支払条件（令和６年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 5	あり (令和５年度と令和６年度の 出来高予定額の合計の40%以 内とする。)	なし	なし
R 6	あり	あり	あり（１回） 年度末部分払
R 7	あり	なし	なし

中間前金払を選択しない場合

(2) — 1. 支払条件

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 5	あり (令和5年度と令和6年度の 出来高予定額の合計の40%以 内とする。)	なし	なし
R 6	あり	なし	あり (2回) うち1回は年度末部分払
R 7	あり	なし	あり (1回) 令和6年度出来高に対す る部分払いとして

※ただし、令和6年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、
(2) — 2. の支払条件とし、契約を変更するものとする。

(2) — 2. 支払条件 (令和6年度に追加で予算の執行が可能となった場合)

年度	前金払	中間前金払	部分払
R 5	あり (令和5年度と令和6年度の 出来高予定額の合計の40%以 内とする。)	なし	なし
R 6	あり	なし	あり (2回) うち1回は年度末部分払
R 7	あり	なし	なし

20 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

別冊契約書案により、契約書を作成する。

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

3の担当部局に同じ

(6) 現場説明会は、実施しない。現場説明会に代わる書類として必要なものは、競争参加資格の確

認通知日に併せて以下により交付するので、入札参加者は交付を受けたうえで入札に参加するものとする。

ア 電子入札方式の場合

電子入札方式により交付する。

イ 紙入札方式の場合

紙入札者に対しては、競争参加資格の確認通知と併せて郵送により交付する。

(7) 入札参加者は、別冊近畿農政局入札心得及び別冊契約書案を熟読し、近畿農政局入札心得を遵守すること。

(8) 契約締結後のV E 提案

ア 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案（以下「V E 提案」という。）することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

イ V E 提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

ウ 発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもV E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

(9) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策

開札の結果、低入札価格調査（「別紙1」のB参照。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア 監督体制の強化等

① 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、現場管理費、一般管理費等の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成26年3月28日付け事務連絡 農村振興局整備部設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

② 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

③ 受注者側技術員の増員について（予定価格が2億円以上の工事の場合）

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は近畿農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

- 1) 工事成績 70 点未満の評定を通知された者。
- 2) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- 3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は支出負担行為担当官もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。
- 4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(10) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

ア 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日 18農振第177号 農村振興局整備部長名）で示す次の①～③段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ2) 及び3) に示す対策を講ずる。

- ① 施工確認段階
- ② 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
- ③ 下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

イ 上記アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において近畿農政局管内直轄の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点を減点（加算点（企業評価＋技術者評価）を50%マイナス）する。

ウ 上記アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、近畿農政局管内直轄の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

エ 対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記イと同様の措置を講ずる。

(11) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項を十分に理解のうえ、対応するものとする。

ア 工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、受発注者間で、設計の考え方等を共有することにより、円滑な工事着手を図る。

イ 工事円滑化会議（工事着手時）

工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る。

ウ 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

エ 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

(12) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

ア 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としない。

イ 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。

- ① 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
- ② 近畿農政局工事等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
- ③ 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

ウ イに掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

- ① 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
- ② 近畿農政局工事等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
- ③ 当該社会保険等未加入業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(13) 電子入札について

ア 本工事は、原則として電子入札方式により技術資料の提出・受領に関わる確認及び入札を行うが、手続当初から電子入札方式に寄りがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て紙入札方式に変えることができるものとする。（別記様式5によるものとする。）

イ 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。（別記様式6によるものとする。）

ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式による入札を行うものとする。

エ 電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ：<http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>）によるものとする。

(14) 配置予定監理技術者等の確認

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料として、建設業法施行規則第3条に定める専任技術者証明書（写）（様式第八号（1）又は様式八号（2）（建設業の許可の更新後に専任技術者の変更があった場合は、該当する者が記載された様式第八号（1）を含む。）を提出すること。

(15) 配置予定監理技術者等の専任期間

配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者。以下同じ）の工事現場への専任期間は契約工期を基本とするが、次に掲げる期間については配置予定技術者の工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明確にするものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）。現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、工事を全面的に一時中止している期間。

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。

また、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(16) 設計等業務報告書の情報提供について

技術提案書等の資料作成にあたり、本工事に関連する以下に示す設計等業務報告書について、情報提供することができる。

提供期間については、別表1③に示す日時までとするので、提供を希望する場合は、3の担当部局に事前に電子メールにより連絡すること。提供の方法は、大容量ファイル転送システムにより提供する。なお、貸与する報告書については、確認資料の作成以外の目的に用いてはならない。

設 計 等 業 務 名	数量
令和3年度 小田井水路（木積右岸排水路）実施設計業務	1 式
令和5年度 小田井水路（木積右岸排水路）積算参考資料作成他業務	1 式

(17) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林

漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(18) その他の事項

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(19) その他

ア 当該手続等についての問合せ先

3の担当部局に同じ。

イ 電子入札システムについての問合せ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL：048-254-6031（代表） FAX：048-254-6041 Email：help@maff-ebic.go.jp

質問のメールを送信する際には、会社名（機関名）、部署名、役職、氏名、連絡先を記入のこと。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 本工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和5年9月）」に基づき実施するものとします。

「近畿農政局土木工事共通事項書」は、近畿農政局ホームページに掲載しておりますので、以下のURLから入手して頂きますようお願いいたします。

近畿農政局土木工事共通事項書 掲載URL

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	申請書の提出期間	令和5年12月1日から令和5年12月14日まで の行政機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。
②	入札説明書に対する質問の 提出期間	令和5年12月1日から令和5年12月6日まで の行政機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。
③	設計業務報告書の情報提供 期間	令和5年12月1日から令和6年1月12日まで の行政機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。
④	競争参加資格の確認結果の 通知日	令和6年1月29日予定
⑤	技術提案書の採否等の通知 に関する問い合わせ期間	令和6年1月29日から令和6年2月6日まで の行政機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。
⑥	技術提案書の採否等の通知 に関する回答期限	令和6年2月9日まで
⑦	入札保証金の納付等に係る 書類の提出期間	令和5年12月15日から令和6年1月12日まで の行政機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。
⑧	入札保証金の納付等に係る 書類の保証期限	令和6年3月26日まで
⑨-1	確認資料の提出期間	令和6年1月11日から令和6年1月15日まで の行政機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。
⑨-2	入札書の提出期間	令和6年1月11日から令和6年1月15日まで の行政機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで。 ただし、確認資料と同時に提出すること。
⑨-3	入札（開札）日時	令和6年2月13日 午後1時30分予定
⑩	施工体制確認のためのヒア リング等の連絡日	令和6年2月13日 午後5時まで
⑪	施工体制確認のための追加 資料提出の期限日	令和6年2月16日 午後5時まで
⑫	施工体制確認のための追加 資料の提出を行わない旨の 書面提出期限日	令和6年2月15日 午後1時まで
⑬	施工体制確認票の提出期限 日	令和6年2月15日 午後1時まで

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日をいう。

[別 紙 1]

A 施工体制確認のための追加資料等について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の①～④に掲げる額に、100分の110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格に満たないときは、様式1～様式11までのすべての提出を求めるものとする。

なお、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合は、必要に応じて追加資料の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

また、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合については、様式11によりコスト縮減額の算定根拠を提出するものとし、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

[追加資料様式]

様式1	施工体制台帳
様式2	資材購入予定先一覧
様式3	機械リース元一覧
様式4-1	労務者の確保計画
様式4-2	工種別労務者配置計画
様式5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式6	配置予定技術者名簿
様式7-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式7-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式7-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式8-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式8-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式9	建設副産物の搬出地
様式10	下請予定業者等一覧表
様式11	VE提案等によるコスト縮減額調書

施工体制確認のための追加資料様式（様式1～11）は、近畿農政局ホームページの「施工体制確

認のための追加資料様式（入札価格が調査基準価格未満の者）」に掲示している。

(<http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>)

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文9の施工体制確認のためのヒアリング、上記2の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、追加資料の提出を求められた者が上記2の追加資料様式1～様式11まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

（1）入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

（2）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか。（様式9）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか。（様式8－1～8－2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。（様式7－1～7－3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式 1、10）
- ②提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式 2～5）
- ③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。（様式 6）

B 予算決算及び会計令第86条の調査について

1 調査基準価格未満の者に対する調査

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格（「別紙1」のAの1参照）に満たない者に対しては、調査のための追加資料（様式1～12）の提出を求める。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が「2 特別重点調査」の（1）に該当する場合は、コスト縮減金額によらず調査を特に重点的に行う。

2 特別重点調査

- （1）本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対し、上記（1）に代えて行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
率	90%	80%	80%	30%

- （2）この場合には、上記1において提出を求める追加資料（様式－1～12）に変えて、特別重点調査のための追加資料（重点調査様式1～様式16）及び添付資料の提出を求める。

- （3）入札参加者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないと認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該入札参加者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該入札参加者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出できる。

- （4）上記（2）の重点調査追加資料等の受領後、速やかに入札参加者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

なお、ヒアリングの日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

- （5）重点調査追加資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、重点調査追加資料等及び事情聴取の内容により、支出負担行為担当官が必要と認め、入札参加者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として1回に限る。

- （6）入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は（8）に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）、支出負担行為担当官は、次に掲げる措置を講じるものとする

① 当該工事の成績評定に厳格に反映する。

② 過去5年以内に上記①の措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第2により指名停止を行う。

- （7）重点調査追加資料様式14（誓約書）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可

部局に対し通報するとともに、その者に関する情報、見積りによる施工費用の額等を近畿農政局ホームページにおいて公表する。

なお、特別重点調査の結果を公表する場合がある。

- (8) 特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

① 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について」（平成13年4月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知）の5(4)により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

② 土木工事等共通仕様書等に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

- (9) 特別重点調査は、最低の価格をもって入札した者のほか、(1)の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。

- (10) 上記(2)の追加資料を提出期限までに提出しない場合又は(4)のヒアリングに応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、近畿農政局競争契約入札心得に違反するものとして入札を無効とする。

- (11) 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式14による誓約書など関係情報の通報を行う。

3 調査基準価格以上の者に対する調査

上記1及び2以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料の提出を求めることがある。

4 追加資料様式

様式－1	当該価格で入札した理由
様式－2	入札金額の積算内訳
様式－3	手持ち工事の状況
様式－4	配置予定技術者名簿
様式－5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
様式－6	手持ち資材の状況
様式－7	資材購入先一覧表
様式－8	手持ち機械の状況
様式－9	労務者の確保計画
様式－10	工種別労務者配置計画
様式－11	経営内容
様式－12	建設副産物の搬出地

予算決算及び会計令第86条の調査のための追加資料様式（様式1～12）は、近畿農政局ホームペ

ージの「予算決算及び会計令第86条の調査のための追加資料様式（入札価格が調査基準価格未満の者）」に掲示している。

(<http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>)

5 重点調査様式

様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
様式2-2	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
様式2-3	一般管理費等の内訳書
様式3	下請予定業者等一覧表
様式4	配置予定技術者名簿
様式5-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式5-2	手持ち工事の状況（対象工事関連）
様式6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式7-1	手持ち資材の状況
様式7-2	資材購入予定先一覧
様式8-1	手持ち機械の状況
様式8-2	機械リース元一覧
様式9-1	労務者の確保計画
様式9-2	工種別労務者配置計画
様式10	建設副産物の搬出地
様式11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式12-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式12-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式12-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式13-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式13-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式13-3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式13-4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式14	誓約書
様式15	施工体制台帳
様式16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

重点調査様式（様式1～16）は、近畿農政局ホームページの「特別重点調査のための追加資料様式（特別重点調査に該当する者）」に掲示している。

(<http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>)

6 追加資料の提出時期

調査対象者（上記1及び2）は原則として、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に追加資料（様式1～12）または、特別重点調査の

ための追加資料（重点調査様式 1 ～様式16）を提出すること。
また、追加資料の根拠等を示す資料も合わせ提出すること。

[別 紙 2]

企業の地域貢献活動について

1 対象とする地域貢献活動

対象とする具体的活動内容は、総合評価（標準B型及び簡易型）の評価基準に示している下記の活動で企業が開催、共催、または協賛等で参画したものとする。

管内における農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績

（１）農地・農業用水等の資源保全活動

地域で行われる水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道の道普請などの共同活動に企業が社員を参加させるなど、農地農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動。

（２）造成施設の保全管理活動

水路やため池などの農業水利施設を施工した企業が、供用中の施設について大雨や地震後に土地改良区等の施設管理者と見回りを行い、構造物の目地詰め、遮水シーツの補修、倒木の緊急処理等の適切な処理を行うなど、造成施設の健全な保全管理に寄与する活動。

（３）農村環境保全活動

ア 生態系に配慮した施設の設計・施工を行った企業が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング、フォローアップを行う等、農村環境の保全に寄与する活動。

イ 地域が行う水路法面へのグランドカバープランツ等の植栽活動等に企業が社員を参加させ、農村景観の形成・保全に寄与する活動。

（４）住民参加型直営施工への支援活動

住民参加型直営施工により、管理用道路の安全施設や簡易な舗装、石積水路の施工などを行う場合に、施工方法や事故防止等について技術指導を行ったり、必要に応じ資機材の提供を行うなど、直営施工を支援する活動。

（５）耕作放棄地解消活動

市町村が策定する耕作放棄地解消計画に位置付けられた耕作放棄地を解消するための活動に企業が社員を参加させる。または、資機材の提供を行うもの。

（６）農村地域防災活動

ア 豪雨時に、溢水の恐れのある水路の天端に土嚢を積んだり、災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置する等、農村地域の防災活動に企業として寄与する活動。

イ 企業の社員が「農村災害復旧専門技術者」（注）として、施設の防災点検や災害発生時の応急対策の指導、及び地方自治体が行う災害復旧業務への技術的支援を行うなど、地域の防災・災害復旧にかかる応援活動。

ウ 渇水時に、揚水ポンプを土地改良区と調整しながら必要な箇所に提供・設置するなど、地域の干ばつ被害の軽減に寄与する活動。

(注) 自治体の行う災害復旧を支援するため、専門資格制度として平成18年度から資格認定が開始されたもの。(事務局は全土連)

(7) その他農村地域の振興に寄与する活動

上記(1)～(6)の活動のほか、農業の有する食料を安定的に供給する機能及び多面的機能を十全に発揮させ、農村地域の振興に資するため、自治体やNPO等の団体が行う活動に対して、当該企業が相当程度貢献したと認められる場合。

管内における地域農産物消費拡大等の活動に対して企業としての支援実績

(8) 会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績

自社の自発的な活動であって、かつ管内の地域活動団体等との連携により、管内における地域農産物消費の拡大等に寄与する活動。

(9) 会社の自発的な活動実績

自社の自発的な活動として取組む、管内における地域農産物消費拡大等に寄与する活動。

※具体的な事例については、別添「地域貢献活動(地域農産物消費拡大等の活動)の一例」を参照。

災害協定の締結・災害活動、家畜防疫活動実績

(10) 土地改良施設等(農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設)を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等と災害協定が締結されたものを評価の対象とする。※

なお、所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。

※対象とする施設が土地改良施設等であることが提出資料により明らかでないものは評価の対象としない。

(11) 災害活動又は家畜防疫活動(以下「災害活動等」という。)の実績(災害協定又は防疫協定の締結の有無を問わない。土地改良施設等以外も対象。実績時に災害協定がある場合は災害協定の写しを添付のこと)

ア 災害活動の実績を評価の対象とする。

① 災害活動の実績とは、災害時又は家畜伝染病まん延時に、国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等より、緊急的に出動指示を受け、実施した活動をいう。

※上記を証明する資料として、指示書、依頼書等を提出するものとする。口頭での指示の場合にあつては、後日の指示書等があり、それをもって証明できれば可とする。

② 災害活動にかかる訓練や演習は、災害活動の実績として、評価の対象としない。

イ 国及び地方公共団体の除雪作業(通常時を含む)の活動実績を評価の対象とする。

① 除雪作業の実績は、国及び地方公共団体からの指示等による道路の除雪作業実績を評価の対象とする。

- ② 道路の除雪とは、一般交通用に供される道路（一般国道、県道、市町村道及び農道）の除雪とする。
- ③通常時とは、災害発生時でない通常の積雪時の除雪作業（凍結防止剤、融雪剤等の散布は除く）のことをいう。

2 企業活動の認定方法

（１）企業の貢献内容の証明

企業の地域貢献活動を認定するためには、地域貢献活動に対して、企業としての具体的な関わりの証明が必要である。

このため、次のような企業としての支援内容を確認できる書類、写真、又は企業の公式HP若しくは公式SNSによる発信状況の提出を求めることとする。

なお、社員の活動への参加実績については、主催者の参加証等により確認することとする。

（社員の参加に対する支援の例）

- ① 職務専念義務を免除したり、会社の業務として参加することを推奨するなどにより広く社員が参加できる条件を整えた。
- ② 社員が活動に参加するのに会社の車の使用を許可したり、旅費を支給するなど、物的・経済的な支援を行った。

（活動に対する企業自らの支援の例）

- ① 活動に必要な資材、重機、オペレーター等を提供した。
- ② 活動に対し、労務提供、活動経費負担などの支援を行った。

（２）認定に当たっての留意事項

ア 上記１（１）～（７）については、過去３年間に於ける年１回以上の地域貢献活動を連続した２カ年以上にわたり継続的（管内であれば同一地域に限らない）に実施した実績を対象とする。

イ 上記１（８）～（９）については、前年度に地域農産物消費拡大等の活動を実施した実績を対象とする。

ウ 上記１（１１）については、過去３年間に於いて１回以上の災害活動等を実施した実績を対象とする。

エ 上記アにおいて、緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な活動実績の対象から除くことができるものとし、「過去３年間に於ける年１回以上の地域貢献活動を連続した２カ年以上にわたり継続的に実施した実績」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去３年間に於ける継続的な活動実績」と読み替えることができるものとする。

オ 国営事業（務）所の工事受注者等で構成される「安全対策協議会（仮称）」で実施された地域貢献活動は評価の対象としない。

カ 個人が単独で参加した活動実績については、企業活動としては認めない。

キ 次のような場合で、企業の活動が高く評価されているとみなされる場合は、認定証明として認める。

- ① 地方自治体やNPO等の団体から、企業に対し、表彰状、感謝状が授与されている。

② 2の(1)の対象となる地域貢献活動への参加をはじめ、農村地域の振興を趣旨とする活動を行っているNPO等の団体から企業に対し表彰状等が授与されている。

ク 上記1(10)については、競争参加資格申請書締切時点において、締結を行っているものを認める。また、当該機関との協定の写し等、協定の内容が確認できる資料を求める。所属する建設協会等が協定を締結する場合にあっては、協会の会員名簿等、建設協会の会員であることが確認できる資料を求める。

ケ 上記1(1)から(9)は、無償のものを評価の対象とし、上記1(10)及び(11)については、有償・無償問わず評価の対象とする。

地域貢献活動（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動）のイメージ

ア. 〈農地・農業用水等の資源保全活動〉



草刈り



水路の泥上げ



道普請

イ. 〈造成施設の保安全管理活動〉



ため池の点検

ウ. 〈農村環境保全活動〉



水路沿いに花の植付

エ. 〈住民参加型直営施工〉



道路を住民がコンクリート舗装

オ. 〈耕作放棄地解消〉



刈払い・草刈り

カ. 〈農村地域防災活動〉



農村災害復旧専門技術者による技術的な支援

地域貢献活動（地域農産物消費拡大等の活動）の一例

評価の有無	分類	取組例
評価対象	会社の自発的な取組であって、かつ第三者との連携による活動	農繁期（収穫、摘果など労力を要する作業）におけるボランティア支援活動
		販売促進会へのボランティア支援
		地域特産品のPR活動（ポスター掲示）
		食に関する出前授業
		イベントでの地域農産物（加工品含む）の販売活動
		鳥獣被害防止のための防護柵、罠の設置
		ドローンによる生育状況の確認支援
		地域特産品開発への参画
		地域産の災害用備蓄食料の確保
		自社農地で農業
	会社の自発的な活動	社員食堂における地域産品メニューの推進
		地域農産物消費における国民運動への賛同意思を名刺に表記
評価対象外	一部の社員による活動	近隣の道の駅で地域農産物（加工品含む）の購入
		一部の会社員が近隣施設でうどん打ち体験
		一部の会社員が近隣の農業法人で農業収穫体験

「小田井水路（木積右岸排水路）第1工区建設工事」 技術提案課題

【課題】

推進工における現況地盤や周辺構造物等を変状監視するにあたっての工夫について

《課題の背景と留意点》

本工事は、推進工法により岩出市道および小田井水路敷地内の深さ約5～7mに排水管（φ1,350）を約270m埋設するものである。

埋設路線上周辺には、民家等や上下水道管のほか、道路、水路、道路付帯構造物等が占め、掘進にあたっては推進工の過掘によりこれら周辺構造物の沈下等を誘発しないように、推進力・排泥量・裏込め材の注入圧力等の変化に注視しつつ施工するとともに、現況地盤や周辺構造物等の変状を十分に把握しながら工事を進めることが重要である。

このことから、推進工施工においての現況地盤や周辺構造物等を変状監視するにあたっての工夫について、提案を求めるものである。

なお、変状発生 of 未然防止に資する提案や変状発生時の対応に資する提案は、求める提案の範囲外とする。

《発注者の標準仕様》

- ・特別仕様書第3章4．に示す作業時間の制限
- ・特別仕様書第9章8．に示す推進工
- ・現場説明事項3．4．現場条件に示す土質条件（柱状図その他土質試験）
- ・現場説明事項3．4．現場条件に示す設計日進量

オーバースペックの理由により評価しない技術提案

技術提案の審査対象となる提案のうち、提案を実施することによる改善効果は相当程度期待できるが、その必要性に対して過度なコスト負担を要する 技術提案（オーバースペック提案）と判断した場合は、他の技術提案と比較しより優位な評価をしない。また、当該提案の履行義務を負う。

評価しない事例：特別仕様書に示す以下に関する変更を含む提案

- ・第4章3（1）に示す測定頻度
- ・第9章8（1）に示す工法

- ・第9章8（3）2）に示す高濃度泥水材の配合及び注入量
- ・第9章8（3）3）に示す滑材の配合及び注入量
- ・第9章8（3）4）に示す裏込材の配合及び注入量
- ・第9章9（2）1）に示す薬液注入工の注入範囲及び工法
- ・第9章9（2）5）に示す水質監視に係る観測時期及び観測回数
- ・第10章2（2）施工管理の追加に定めた規格値や測定基準の精度アップを伴う提案